

## 『シフト制』労働契約にあたって留意すること

コロナ禍で飲食店などが営業停止などになり、いわゆる「シフト制」で働くパート・アルバイト社員のシフト減少による収入減少が問題になりました。そこで、令和4年1月、トラブル予防に向けて厚生労働省が「留意事項」を公表しました。

今回は特に重要と思われる「労働条件通知書・雇用契約書の記載」についてご紹介します。

労働基準法では、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して「始業及び終業時刻」や「休日」に関する事項などを書面により\*明示しなければならないこととされています。

### 書面\*で交付しなければならない事項

- 契約期間
- 期間の定めがある契約を更新する場合の基準
- 就業場所、従事する業務
- 始業・終業時刻、休憩、休日など
- 賃金の決定方法、支払い時期など
- 退職（解雇の事由を含む）
- 昇給

※労働者が希望した場合は、電子的な方法で明示することができます。

項目	内容
労働条件通知書	労働条件通知書
労働契約書	労働契約書
就業規則	就業規則
労働時間	労働時間
休憩	休憩
休日	休日
賃金	賃金
退職	退職
昇給	昇給

### ①「始業及び終業の時刻」に関する留意事項

始業・終業時刻が確定している日について

- × 「シフト表による」 (曖昧な表現のため)
- 労働日ごとの始業及び終業時刻を明記する。
- 原則的な始業及び終業時刻を記載 + 一定期間分のシフト表等を労働者に交付する。

### ②「休日」に関する留意事項

休日が定まっている場合は明示する。  
具体的な曜日等が確定していない場合は休日の設定にかかる基本的な考え方を明示する。

### ③シフト作成・変更・設定の手続き

シフトの決め方については、あらかじめ労使間で話し合い、単に「シフト制による」という曖昧な契約ではなく具体的なルールを決めておくことが大切です。

#### 【例】

- シフト表の作成にあたり、事前に労働者の意見を聴取すること
- 確定したシフト表などを労働者に通知する期限や方法  
「毎月〇日までにシフト表により明示する」
- シフト期間開始前及び開始後に変更を申し出る場合の期限や手続き
- 一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯  
「毎週月・水・金曜日から勤務する日をシフトで指定する」
- 一定期間中の目安となる労働日数、労働時間数  
「1か月〇日程度勤務」「1週間あたり平均〇時間勤務」
- 最低限労働する日数、時間数  
「1か月〇日以上勤務」「少なくとも毎週月曜日はシフトに入る」など



### 週の所定労働日数が定まっていない場合の有給休暇の付与日数は…?

所定労働日数が算出し難い場合には、年間の勤務実績で所定労働日数を算出しても差し支えないとされています。また、入社後6ヶ月経過後に付与される有給休暇については、過去6ヶ月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないとされています。

(訪問介護労働者向けに出された行政通達 平成16年8月27日 基発0827001号)

### お知らせ

《筆者：小池》

- 労働保険料の年度更新期間は、6月1日(水)から7月11日(月)です。
- 算定基礎届 4・5・6月に支払われた給与で健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを行います。賃金台帳等の確認が必要になりますのでご協力をお願い致します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年も当事務所での健康診断は中止とさせていただきます。

### 自然との共生



### 私のひとこと

5月4日、大好きな「湯西川温泉」に行ってきました。源平の戦いに敗れた平家は、秘境「湯西川」に身を隠して生活をしていたといわれています。その当時の生活様式が保存継承されているのが「平家の里」です。山なみに囲まれ、人里離れたこのような所でゆったりと自然を満喫するのが私の一つの楽しみでもありました。しかし、毎年5月の連休には賑わっていたこの地に今年は異変が起きていました。

美味しい山菜の天ぷらと手打ち蕎麦、何度も味わったその店が閉店になっていたのです。一見素朴で美味しい手づくり豆腐、人波でごった返しになっていた通路の賑やかさは一体どこに行ってしまったのだろうか？寂びれてしまった通路を見て何が起きたのか、信じられずに足がすくんでしまいました。この場所ならではの自然に慰められてきたのに、なんとも悲しい、寂しい一言でした。原因は「コロナ感染」による影響だと感じていても素直に受け止められないのが現状です。

鍋島 勝子



## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

### 社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

